

～第12編

法要座次・衣体～

法臚法衣条例

（1991年6月29日条例公示第21号）

改正 1992年6月15日条例公示4

（趣旨）

第1条 この条例は、僧侶の法要式における序列並びに法衣の種類及びその依用を定める。ただし、門首（門首後継者を含む。）、前門、新門、新新門及び連枝に関するものを除く。

（法要座次）

第2条 前条の序列を法要座次といい、その基準は法臚とする。

2 法臚は、得度式を受けた日から起算した年数をいう。ただし、転属した者の法臚は、既度牒を授与された日から起算した年数とする。

3 法要座次の等級は、別に定める。

（対配座次）

第3条 教師又は役職務を有する者には、その資格に対配して法要座次を許可することができる。

（同座次中の優先）

第4条 教師、学階、役職を有する者及び褒賞せられた者は、その座次中において優先させることができる。

（法要座次の進席）

第5条 法要座次は、法臚によって進席し、進席について定年を設ける。

（法臚加算）

第6条 真宗本廟又は特に定められた法要に出仕した者には、その法臚を加算することができる。

（進席許可の特例）

第7条 宗門護持その他について功労のあったものについては、前2条の規定にかかわらず、その期限に満たない進席を許可することができる。

（法衣の種類）

第8条 法衣は、次のとおりとする。

（1）袈裟 七条袈裟、五条袈裟、墨袈裟、畳袈裟、輪袈裟

（2）衣 袍裳、裳附、直綴、間衣、教衣

（3）袴 表袴、差貫又は差袴

2 法衣は、別に「衣体」ともいい、袍裳は、別に「法服」ともいう。

（法衣の依用）

第9条 法衣の依用は、次の各号による。ただし、特に定められたときは、この限りでない。

（1）正装 重大なる法要式に依用する。ただし、時宜により式装をもってこれに代えることができる。

（2）式装 法要式及び特に依用を定めた儀礼に依用する。

（3）式服 儀礼に依用する。

（4）常服 平常に依用する。

（5）喪服 喪に依用する。

（法要座次・法衣の許可）

第10条 法要座次及び法衣は、宗務総長がこれを許可する。

（依用の禁止）

第11条 制規に反する法衣及び許可をうけない法衣は、依用することができない。

（達令等への委任）

第12条 この条例を施行するために必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この条例は、1992年7月1日から施行する。

2 1992年6月30日現在、積算されている法臚年数は、この条例が承継する。

3 旧条例により許可された堂班は、これをこの条例に相当する法要座次を許可されたものとみなす。

4 1992年6月30日現在、許可されている法衣は、この条例により許可された法衣とみなす。

附 則（1992年6月15日条例公示第4号）

1 この条例は、1992年7月1日から施行する。

2 この条例施行の際、現に坊守衣の依用を許可されている者は、その者一身に限って依用することができる。

法臚法衣条例施行条規

(1992年4月1日達令公示第3号)

- 改正
- ① 1993年 4月30日達令公示2
 - ② 1993年 6月21日達令公示5
 - ③ 1993年 7月 1日達令公示8
 - ④ 1994年 1月12日達令公示2
 - ⑤ 1994年 6月28日達令公示9
 - ⑥ 1994年 9月16日達令公示16
 - ⑦ 1995年 3月25日達令公示3
 - ⑧ 1995年 6月22日達令公示15
 - ⑨ 1996年11月 1日達令公示11
 - ⑩ 1997年 6月13日達令公示13
 - ⑪ 1999年 6月25日達令公示5
 - ⑫ 2000年 7月 3日達令公示13
 - ⑬ 2001年 6月29日達令公示8
 - ⑭ 2002年 6月28日達令公示14
 - ⑮ 2003年 6月28日達令公示7
 - ⑯ 2004年 1月28日達令公示1
 - ⑰ 2004年 6月28日達令公示17
 - ⑱ 2006年 2月 1日達令公示4
 - ⑲ 2008年 6月27日達令公示8
 - ⑳ 2009年 6月29日達令公示15
 - ㉑ 2010年 6月29日達令公示10
 - ㉒ 2011年 3月 1日達令公示2
 - ㉓ 2011年 7月 1日達令公示7
 - ㉔ 2012年 6月29日達令公示17
 - ㉕ 2013年 6月28日達令公示9
 - ㉖ 2014年 3月 5日達令公示2
 - ㉗ 2015年 6月26日達令公示9
 - ㉘ 2016年 6月24日達令公示8
 - ㉙ 2017年 6月28日達令公示9
 - ㉚ 2018年 6月25日達令公示1
 - ㉛ 2019年 6月27日達令公示1
 - ㉜ 2019年 6月27日達令公示4
 - ㉝ 2019年12月27日達令公示6
 - ㉞ 2020年 6月25日達令公示6
 - ㉟ 2020年 6月25日達令公示8
 - ㊱ 2020年 8月21日達令公示13
 - ㊲ 2021年 2月22日達令公示2
 - ㊳ 2021年 6月30日達令公示5
 - ㊴ 2023年 6月30日達令公示17

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この達令は、法臚法衣条例（1991年条例公示第21号。以下「条例」という。）の施行に必要な事項について定める。

(許可の制限)

第2条 法要座次及び法衣の許可は、特に定める法衣を除き、その者一身に限るものとする。

(僧籍取得による同時許可)

第3条 本派の僧侶となった者は、同時に平座及

び一般衣体を許可されたものとする。

(出願順序)

第4条 許可を受けるのに順序のあるものは、これを超えて出願することはできない。

(所属移転の場合の許可の効力)

第5条 所属移転をした者が、旧所属寺において許可を受けた法要座次及び法衣は、新所属寺においても当然許可の効力を失わない。

第2章 法臚

(法臚の積算)

第6条 法臚は、条例第2条第2項及び同第6条の規定に基づき積算する。

(法臚加算の申請)

第7条 法臚の加算を受けようとする者は、次条に定める法要に出仕したことを証する書類を添えて、宗務総長に申請しなければならない。この場合、申請人が所属する寺院が所在する都道府県により、別表第1号に定める出仕座数を満たしていなければならない。

(法臚加算の対象となる法要)

第8条 法臚加算の対象となる本山における法要は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報恩講
- (2) 宗祖聖人、蓮如上人及び前門首の命日法要
- (3) 修正会
- (4) 春秋彼岸会（初中結の各1座）
- (5) 聖徳太子、七高僧及び歴代門首の祥月命日法要（ただし、一昼夜に満たないものを除く）
- (6) その他特に指定された法要

2 前項のほか、真宗本廟奉仕に参加するため門徒を引率して上山した者が晨朝に出仕した場合も前項に準ずるものとする。

3 法臚加算の対象となる本山以外の地における法要については、その都度定める。この場合、第9条から第11条までの規定についてもその都度定めるものとする。

(出仕願書)

第9条 前条第1項及び第2項に定める法要に出仕しようとする者は、あらかじめ本廟部長に、別記様式第1号に準じて作成した所定の出仕願書を提出しておかなければならない。

(出仕証明)

第10条 前2条による法要に出仕した者に、その座数を明記した出仕証明書を交付する。

2 前項の証明は、本廟部長が、前条の出仕願書に職印を押印してこれを行うものとする。

3 出仕証明書は、再発行しない。

(法臚加算の除外)

第11条 次の各号のいずれかに該当する場合は、

法臈加算のための出仕証明は行わない。

- (1) 当該法要について上山又は参集を命ぜられ旅費又は手当の支給を受けた場合
- (2) 学校法人の教職員を除き、条例で宗務役員又は準宗務役員と定められた役職にある者
(法臈加算年数)

第12条 第7条の申請に基づく法臈加算年数は、その都度1年とする。ただし、上座各等への進席については、加算年数を2分の1とする。
(加算法臈年数の効力)

第13条 条例第6条に基づき加算された法臈年数は、第16条に定める法要座次の進席定年にこれを充当して計算する場合、次の各号による区分を超えて充当することはできない。

- (1) 准上座1等までの進席
- (2) 准上座1等から上座4等への進席
- (3) 上座4等から上座3等への進席
- (4) 上座3等から上座2等への進席
- (5) 上座2等から上座1等への進席

第3章 法要座次

第1節 等級

(等級)

第14条 法要座次は、次のとおりとする。

- 初級 平座
- 2級 准本座
- 3級 本座10等から1等まで
- 4級 准上座4等から1等まで
- 5級 上座4等から1等まで

第2節 進席

(進席許可)

第15条 法要座次は、別に規定のあるもののほかは、必ず出願して許可を受けるものとする。
(進席定年)

第16条 法要座次の進席定年は、別表第2号による。

- 2 前項の進席定年は、第6条の規定により積算された法臈によって計算する。
(既満進席)

第17条 前条の進席定年による法要座次の進席を既満進席という。
(未満進席)

第18条 条例第7条に該当する者の進席許可は、別に定めるところにより行う。この場合、住職でない者の出願には、当該所属寺の住職の同意を必要とする。

- 2 前項による進席を未満進席という。

第3節 対配法要座次

(教師対配法要座次)

第19条 教師対配法要座次は、別表第3号のと

おりとする。

- 2 教師対配法要座次は、これに該当する法要座次以下の者に対して、当該教師補任と同時に許可されたものとする。

- 3 教師対配法要座次は、これに基づいて、法要座次の進席又は法衣の許可を受けることができる。
(宗務役員対配法要座次)

第20条 宗務役員対配法要座次は、別表第4号のとおりとする。

- 2 宗務役員対配法要座次は、これに該当する法要座次以下の者に対して、在職中許可されたものとする。
- 3 宗務役員対配法要座次に基づいて、進席することはできない。

第4節 法要座次中の順序

(法要座次中の順序)

第21条 同法要座次中の序列を座席、同座席中の序列を席次、同席次中の序列を順位という。
(座席)

第22条 座席は、次に掲げる順序のとおりとする。

- (1) 住職又は教会主管者
- (2) 住職又は教会主管者であった者
- (3) 前2号以外の教師
- (4) 教師でない者
(席次)

第23条 席次は、前条第1号から第3号までの者については、それぞれ教師の等級によるものとし、同第4号の者については、その順位のとおりとする。

(順位)

第24条 順位は、次に掲げる順序のとおりとする。

- (1) 宗議会議長、講師
- (2) 宗議会副議長、嗣講
- (3) 功章及び旌賞の等級(同等級のときは功章を優先する。)
- (4) 擬講、学師
- (5) 教師補任の日
- (6) 法要座次許可の日

- 2 宗議会議員は、その選挙区において、教区会議員は、その教区において、組長及び副組長は、その組において、それぞれ第2順位の次において第3順位に優先する。

- 3 前2項により順位が定められないときは、法臈による。
- 4 前項の法臈が同じときは、年長者を先とする。
(謙退)

第25条 序列は、時宜により、式支配の承認を得て、謙退することができる。

第5節 所作

(巡讃)

第26条 上座4等を許可された者には、同時に巡讃を許可されたものとする。

2 本座10等を許可された者には、本山を除き、同時に巡讃を許可されたものとする。

(進席の条件)

第27条 本座10等以上へ進席するときは、同時に御伝鈔拝読許可を受けなければならない。

2 本座9等以上へ進席するときは、同時に報恩講式及び嘆徳文拝読許可を受けなければならない。

第4章 法衣及び紋章等

第1節 通則

(法衣の制定等)

第28条 条例第8条により本派において依用する法衣の名称その他必要な事項は、すべてこの達令又は別の達令で定めるものとする。

2 前項のほか、教区又は別院について特に必要があるときは、宗務総長は、依用基準その他必要な事項を付して、法衣の制定を許可することができる。この場合、その都度告示するものとする。

(服装構成)

第29条 条例第8条に定める法衣に関する服装の構成は、別表第5号のとおりとする。ただし、外国においては、時宜によることができる。

(法衣の依用区分)

第30条 条例第9条各号によって依用する法衣の区分は、別表第6号のとおりとする。

(法衣制式)

第31条 本派において依用するそれぞれの法衣の制式は、別表第7号のとおりとする。

2 法衣の様式は、別に定める。

(法衣の許可申請に関する住職の同意)

第32条 住職でない僧侶が、法衣に関する許可を受けようとするときは、当該所属寺の住職の同意を得なければならない。

第2節 衣体

(一般衣体)

第33条 一般衣体は、本派の僧侶となった者に同時に許可される衣体をいい、別表第8号のとおりとする。

(相当衣体)

第34条 相当衣体は、当該法要座次の進席許可と同時に許可される衣体をいい、別表第9号のとおりとする。

(出願衣体)

第35条 出願衣体は、当該法要座次許可後、別に定めるところにより出願して許可される衣体をいい、別表第10号のとおりとする。

2 前項の衣体中、未満進席の許可の条件と定め

られたものについては、次の未満進席の許可前にあらかじめ当該衣体の許可を得ておかなければならない。

(教師衣体)

第36条 教師衣体は、当該教師補任と同時に許可される衣体をいい、別表第11号のとおりとする。

(学階衣体)

第37条 学階衣体は、当該学階授与と同時に許可される衣体をいい、別表第12号のとおりとする。

(役職衣体)

第38条 役職衣体は、当該役職者のその職務執行上依用する衣体をいい、別表第13号のとおりとする。

(褒賞衣体)

第38条の2 褒賞条例施行条規(1994年達令公示第11号)第9条に規定する褒賞衣体は、功章又は旌賞の授与と同時に許可される衣体をいい、別表第13号の2のとおりとする。

第3節 紋章

(紋章の制限)

第39条 別表第14号に掲げる紋章は、許可なく依用することはできない。

2 文様であって、その形状が別表第14号の紋章に類似すると認められたものは、依用を禁ずることができる。

(六藤紋・八葉牡丹紋)

第40条 本座9等以上の者は、第31条に規定する法衣制式に定める範囲内において、六藤紋を依用することができる。

2 准上座以上の者は、八葉牡丹紋について前項の規定を準用する。

第5章 補則

(願事証明書)

第41条 教務所長は、出願に不備の点がないと認めるときは、必要に応じて、その願事について願事証明書を交付することができる。

2 願事証明書は、許状又は指令書が到達するまでの間、これを提示することによって、許状又は指令書に代用することができる。ただし、仮にその発行の日をもって許可の日とみなす。

(法臈加算の取消)

第42条 不正の方法をもって法臈の加算をした場合は、当然当該法臈加算の全部を取り消す。

(懲戒期間中の法要座次の順位)

第43条 重懲戒に処せられた者は、平座の席次の最末とし、その相互間においては、判定の前後による。

2 軽懲戒に処せられた者は、その降座期間中、前項の者の上において、平座の最末とし、その相互間においては、前項に準ずる。

3 謹慎に処せられた者は、その期間中、前2項の者の上において、相当順位の最末とする。
(記念衣体)

第44条 本山における法要その他特に記念すべき行事に際して、記念衣体を制定する。

2 前項の記念衣体は、別表第15号のとおりとする。

附 則

- 1 この達令は、1992年7月1日から施行する。
- 2 連続30ヵ年経常費完納記念畳袈裟着用許可に関する達令(1991年達令公示第38号)、相續講創設百年・真宗本廟両堂再建九十年記念畳袈裟着用許可に関する達令(1984年達令公示第9号)、首都圏教化施設設置記念輪袈裟制定及び着用許可に関する達令(1986年達令公示第10号)、連続40ヵ年経常費完納記念畳袈裟着用許可に関する達令(1989年達令公示第1号)及び彰如上人五十回忌及び緯如上人六百回忌法要記念畳袈裟着用許可に関する達令(1992年達令公示第1号)は、廃止する。
- 3 従前の規定により許可されている堂班であって、この達令に定める法要座次に相当するものは、この達令により許可された法要座次とみなす。ただし、現に許可されている法要座次に基づいて未滿進席の許可を受けようとするときは、この達令による制限その他の条件については、この達令及び別に定めるところにより、新たに許可を受けなければならない。
- 4 前項ただし書の規定は、当該法要座次以下を条件とする出願衣体の許可を受けようとするときも同様とする。
- 5 従前の規定により許可されている衣体であって、この達令に定める衣体に相当するものは、この達令により許可された衣体とみなす。ただし、この達令に定める当該衣体に関する制限その他の条件は、この限りでない。
- 6 前項の制限その他の条件は、この達令及び別に定めるところにより、新たに出願して許可を受けなければならない。
- 7 従前の規定により許可されている衣体であって、この達令に定めのない衣体については、その後の一身に限って依用することができる。
- 8 この達令施行の際、現に准上座1等以下の者であって、従前の規定により巡讃の許可を受けている者は、第26条第1項に規定する巡讃を許可されたものとみなす。

9 この達令施行の際、従前の規定により第28条第2項の規定に該当する法衣の制定の許可を受けている衣体は、この達令により許可され、告示されたものとみなす。

附 則 (1993年4月30日達令公示第2号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (1993年6月21日達令公示第5号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (1993年7月1日達令公示第8号)

この達令は、1993年7月1日から施行する。

附 則 (1994年1月12日達令公示第2号)

1 この達令は、公示の日から施行する。ただし、別表第15号の改正は、1994年4月1日から施行する。

2 別表第4号及び別表第13号の改正は、1993年3月1日から適用する。

附 則 (1994年6月28日達令公示第9号)

この達令は、1994年7月1日から施行する。

附 則 (1994年9月16日達令公示第16号)

この達令は、公示の日から施行し、1994年7月1日から適用する。

附 則 (1995年3月25日達令公示第3号)

この達令は、1995年3月25日から施行する。

附 則 (1995年6月22日達令公示第15号)

この達令は、1995年7月1日から施行する。

附 則 (1996年11月1日達令公示第11号)

この達令は、1996年11月21日から施行する。

附 則 (1997年6月13日達令公示第13号) 抄

この達令は、1997年7月1日から施行する。

附 則 (1999年6月25日達令公示第5号)

この達令は、1999年7月1日から施行する。

附 則 (2000年7月3日達令公示第13号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2001年6月29日達令公示第8号)

この達令は、2001年7月1日から施行する。

附 則 (2002年6月28日達令公示第14号)

- 1 この達令は、2002年7月1日から施行する。
- 2 この達令施行の際、従前の規定により土器茶色袍裳、裳附及び色直綴の許可を得ている准堂衆、准堂衆補及び准堂衆見習は、その身一身に限り、これを依用することができる。

3 この達令施行の際、准堂衆見習である者の役職衣体は、准堂衆補に準ずるものとする。

附 則 (2003年6月28日達令公示第7号)

この達令は、2003年7月1日から施行する。

附 則 (2004年1月28日達令公示第1号)

この達令は、公示の日から施行する。

附 則 (2004年6月28日達令公示第17号)

- この達令は、2004年7月1日から施行する。
- この達令施行の際、現に交付された出仕証明書は、この達令による出仕証明書とみなす。

附 則（2006年2月1日達令公示第4号）
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2008年6月27日達令公示第8号）
この達令は、2008年7月1日から施行する。

附 則（2009年6月29日達令公示第15号）
この達令は、2009年7月1日から施行する。

附 則（2010年6月29日達令公示第10号）
この達令は、2010年7月1日から施行する。

附 則（2011年3月1日達令公示第2号）
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2011年7月1日達令公示第7号）
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2012年6月29日達令公示第17号）
この達令は、2012年7月1日から施行する。

附 則（2013年6月28日達令公示第9号）
この達令は、2013年7月1日から施行する。

附 則（2014年3月5日達令公示第2号）
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2015年6月26日達令公示第9号）抄
この達令は、2015年7月1日から施行する。

附 則（2016年6月24日達令公示第8号）抄
この達令は、公示の日から施行する。

附 則（2017年6月28日達令公示第9号）
この達令は、2017年7月1日から施行する。

附 則（2018年6月25日達令公示第1号）抄
この達令は、2018年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日達令公示第1号）抄
この達令は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2019年6月27日達令公示第4号）
この達令は、2019年7月1日から施行する。

附 則（2019年12月27日達令公示第6号）

- この達令は、2020年1月1日から施行する。
- この達令施行の際、現に交付された出仕証明書は、この達令による出仕証明書とみなす。

附 則（2020年6月25日達令公示第6号）抄
この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2020年6月25日達令公示第8号）抄
この達令は、2020年7月1日から施行する。

附 則（2020年8月21日達令公示第13号）

- この達令は、2021年1月1日から施行する。
- この達令施行の際、現に第35条に定める出願衣体に相当する衣体の許可を受けていた者は、当該衣体に関する制限その他の条件に関わらず、この達令により許可されたものとみなす。

附 則（2021年2月22日達令公示第2号）
この達令は、2021年3月1日から施行する。

附 則（2021年6月30日達令公示第5号）抄
この達令は、2021年7月1日から施行する。

附 則（2023年6月30日達令公示第17号）
この達令は、2023年7月1日から施行する。

別表第1号 出仕座数

地方区分	出仕座数
京都市	7
京都府（京都市を除く）	6
滋賀県	6
大阪府	6
奈良県	6
兵庫県（神戸市及び大阪教区）	6
兵庫県（神戸市及び大阪教区を除く）	5
岐阜県	5
愛知県	5
三重県	5
福井県	5
岡山県	5
和歌山県	5
香川県	4
広島県	4
石川県（金沢・小松大聖寺教区）	4
静岡県	4
富山県	4
徳島県	4
神奈川県	4
東京都	4
山口県	4
埼玉県	4
千葉県	4
石川県（能登教区）	3
長野県	3
群馬県	3
栃木県	3
鳥取県	3
愛媛県	3
高知県	3
福岡県	3
佐賀県	3
大分県	3
山梨県	3
茨城県	3
島根県	3
熊本県	3
新潟県	3
福島県	3
長崎県	3
山形県	3
宮城県	3
岩手県	3
鹿児島県	3
宮崎県	3
秋田県	3
青森県	3
沖縄県	3
北海道	3
その他	3

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

(第十二編) 法膺法衣条例施行条規

別表第2号 進席定年表

1	
法要座次	法膺年数
准上座1等	70
准上座2等	65
准上座3等	60
准上座4等	55
本座1等	50

本座2等	45
本座3等	40
本座4等	35
本座5等	30
本座6等	25
本座7等	20
本座8等	15
本座9等	10
本座10等	7
准本座	5

2

法要座次	それぞれ前法要座次 よりの法騰年数
上座1等	20
上座2等	15
上座3等	15
上座4等	15

別表第3号 教師対配法要座次

教師	対配法要座次
入位	准本座
満位	本座10等
法師位	本座9等
権律師	本座8等
律師	本座7等
権僧都	本座6等
僧都	本座5等
権大僧都	本座2等
大僧都	准上座4等
権僧正	准上座2等
僧正	上座4等
権大僧正	上座2等
大僧正	上座1等

別表第4号 宗務役員対配法要座次

役職	対配法要座次
宗務総長	上座1等の首座
参務	上座2等
会計監査院長、審問院長、親鸞仏教センター所長、教学研究部所長、開教監督、沖繩開教本部長、定衆	上座3等
部門の長、宗務出張所長、教務所長、宗会事務局長、解放運動推進本部事務部長及び同本部委員、青少幼年センター部長、宗務改革推進本部事務部長、審問院審事及び同監事、会計監査院検査員、親鸞仏教センター事務長、教学研究部事務長及び同所員	上座4等
次長、出仕、企画調整局参事、青少幼年センター主幹、親鸞仏教センター主任研究員及び同研究員、教学研究部研究員、首都圏教化推進本部本部員	准上座1等
主事及び主事補並びに主計、学校教育幹事、教区駐在教導、教区青少幼年指導主任、研修部補導、解放運動推進本部本部要員、青少幼年センター幹事及び同研究員、教学研究部助手、専門編集員、沖繩準開教区駐在教導及び沖繩開教本部長法務員、首都圏教化推進本部推進要員及び同法務員	准上座2等
書記及び書記補、常勤の教化相談員、常勤の嘱託	准上座3等

附規

1人にして2以上の法要座次に該当するときは、その上位による。
同対配法要座次中の座次は、その役職任命の日の前後による。

別表第5号 服装構成

衣体種別	袈裟	衣	袴	內衣	持物	履物
第1種	七条	袍裳	表袴	白服	本装束念珠 袂扇	挿鞋 浅沓
第2種	五条	裳附	顔刻は開げ	白服	半装束念珠 中啓	挿鞋 蘭草履
第3種	畳又は輪	裳附	差貫	白服	半装束念珠 中啓	以下挿鞋 を用いず
第4種	五条	色直綴	無	白服	半装束念珠 中啓	
第5種	五条	直綴	無	白服	半装束念珠 又は木念珠(長房) 中啓	
第6種	青	直綴	無	色服(所定日 に限り白服)	木念珠(長房) 中啓(白服のとき)	
第7種	墨	直綴	無	色服(所定日 に限り白服)	木念珠(安静形) 中啓(白服のとき)	
第8種	墨、畳又は輪	間衣又は教衣	普通袴 或は用いず	色服(所定日 に限り白服)	小念珠	

附規

白地は無地とする。色服は無地又は細かい縦縞とする。
第8種中墨袈裟を用いる場合は間衣に限るものとし、この場合は袴を用いない。
間衣及び教衣に限り洋服の上に着用することができる。
足袋は白襪子又は白足袋とする。

別表第6号 依用種別

種別	服装
正装	第1種
式装	第2種、第4種から第7種まで
式服	第2種、第3種、第8種(袴を用いる。墨袈裟は用いない)
常服	第8種(袴を略することがある)

	袈裟	衣、內衣	袴、持物、履物
喪服	第1種 鈍色五条 又は墨(直綴の 場合に限り)	鈍色裳附又は直綴、 白服	鈍色差袴(裳附の場合に 限り) 苧総念珠、鈍色中啓、 浅沓又は蘭草履
	第2種 鈍色輪又は墨	直綴、間衣、 又は教衣、白服	

(第十二編) 法騰法衣条例施行条規

(第十二編) 法騰法衣条例施行条規

別表第7号 法衣制式

衣体	地合	色	文様	紋	威飾紐	制限その他
七条袈裟	錦、金襴 其の他 有文地	一色とする ことはでき ない	俱四天又は 影像四天及 び浮文、遠 山を用いる ことはでき ない	任意 ただし平文 に限る離文 とすること はできない	修多羅は、 一色俱縁と する 金・銀を用 いることは できない	
五条袈裟	第1種 (無金) 堅地綾地 平織等	萌黄、紫そ の他許可せ られた色一 色、ただし、 萌黄、紫に 限り、緯白 とすることが できる	無 又は許可 せられた もの	白平文 離文又は許 可せられた 様式 50歳以上 は、白を黄 とすることが できる。		紋径は、7cm 乃至9cmと する 2種類以上 の紋を使用 することは できない 重紋又は連 続紋とする ことはでき ない 別に許可せ られたもの は、小紋と することができる
						第2種 (金入)
	青袈裟	無地又は有 文	同色地文	無	白威儀 俱威儀	
墨袈裟	同	墨又は黒	同色地文	地文中に 同色乱文 を附する ことができ る	白威儀	紋径は4.5 cm以内と し、縦横併 列すること はできない
墨袈裟	第1種 (無金)	有文無金	赤を用いる ことはでき ない	同色 又は数色	任意	白威儀 俱威儀
	第2種 (金入)	金襴又は有 文	赤地とする ことはでき ない	同	任意 但し、燃金 を用いるこ とはでき ない	同
輪袈裟	第1種 (無金)	無金	任意	同	任意	
	第2種 (金入)	金入	同	同	同	
袍裳 (法服ともいう)	有文	許可せられ た色(経緯 同色)一色	同色地文	同色地文 異色平文		
同下襲	有文	赤	同色菱			無地とする ことができ る 40歳以上 は、白とす ることがで きる
裳附	無地	許可せられ た色一色				経緯同色の 裳附に僧綱 襟を附けた ときは、そ の色を袍裳 に代用する ことができ る ただし、白 色裳附は袍 裳に代用す ることはで きない 6月1日か ら9月30 日までの間 に限り、薄 物を依用す ることがで きる
直綴 (第2種以下は黒衣又は衣ともいう)	第1種 (色直綴 という)	同	同	同		経緯同色の 色直綴に僧 綱襟を附け たときは、 その色の袍 裳に代用す ることがで きる ただし、白 色直綴は袍 裳に代用す ることはで きない 6月1日か ら9月30 日までの間 に限り、薄 物を依用す ることがで きる
						第2種 紋紗

(第十二編) 法臈法衣条例施行条規

第3種	縮緬 紋縮緬	同	無文 同文	同 (任意)	紋を附け る場合は、 許可なく 別表第14 号のものを 附けること はできない	
	第4種	無地	同			
間衣	第1種 (小道 服という)	有文又は 無地	同	同色	同 (任意)	隣紐黒又は 許可せられ た色
	第2種	許可せら れた直綴 に依る	同			隣紐黒又は 小道服に 許可せられ た色
教衣	無地	同			隣紐第2 種間衣に 同じ 黒色締帯 (幅4.5 cm)を用い る	
表袴	第1種	無地	白、裏赤		40歳以上 は、裏白と することができる	
	第2種	有文	同	窠巖浮文	同	
差貫 (差袴)	第1種	無地	紫、 緯白とす ることが できる			
	第2種	有文	同	無	白藤丸 (八房又は六房)	八房は大 紋と単称し、 六房は六 房大紋とい う
	第3種	同	浅黄又は 薄海松 同	同	同 (八房)	
	第4種	同	紫	同	同色藤丸 (八房)	同色大紋 という

附規 無地とは、有文地又は縮地でない一色のものをいう。
離紋とは、紋相互間に地文の連絡のないものをいう。
地文又は平文とは、平織に織出したものをいう。
浮文とは、刺繍又は浮織をいう。
別に様式を定めたものは、本表の限りでない。

(第十二編) 法臈法衣条例施行条規

別表第8号 一般衣体

七条袈裟	
五条袈裟	萌黄・紫紋白(無金に限る)
青袈裟	無地白威儀
墨袈裟	
輪袈裟	無金
袍裳及び裳附	黄梔子色
色直綴	黄梔子色
直綴	黒無地
間衣	同
教衣	同
差貫	紫無地
表袴	白無地

別表第9号 相当衣体

衣体 法要座次	袈裟	袍裳	裳附	色直綴	表袴 差貫	その他
準本座以上		浅黄色	浅黄色	浅黄色		
本座10等以上	金入輪袈裟	鶉茶色	鶉茶色	鶉茶色		
本座9等以上	六藤紋	萌黄色	萌黄色 白	萌黄色 白		紫六藤大紋
本座8等以上	金入五条袈裟					
准上座以上	八葉牡丹紋 墨袈裟白威儀	薄栗皮色	薄栗皮色	薄栗皮色		紫大紋 紋紗衣
上座	青袈裟無 地俱威儀 墨袈裟無 金俱威儀	栗皮色	栗皮色	栗皮色		浅黄大紋
上座3等以上	雲牡丹紋 五条袈裟					窠巖表袴